

規制と内外価格差

93K078 押川雄一

目次

はじめに

第1章 内外価格差の拡大と問題意識の変化

- (1) 内外価格差の拡大
- (2) 内外価格差の問題意識の変化

第2章 内外価格差の要因

- (1) 内外価格差のマクロ経済学的要因
 - (a) 経済発展に伴う要因
 - (b) 為替レートの変動
- (2) 価格構造の歪みとその背後にある生産性格差

第3章 規制がもたらす内外価格差

- (1) 内外価格差の要因になる規制の類型
 - (a) 貿易を通じた国際競争を阻害して貿易財の価格を国際価格から乖離させるもの
 - (b) 参入規制や価格規制により国内競争を阻害したりコスト意識を鈍らせたりして規制対象産業の生産性向上を遅らせるもの
 - (c) 厳しい基準・規格により、安くつく生産方法や流通方法の導入を阻害してコスト増をもたらすもの
- (2) 具体例
 - (a) 貿易を通じた国際競争を阻害して貿易財の価格を国際価格から乖離させるもの
 - (b) 参入規制や価格規制により国内競争を阻害したりコスト意識を鈍らせたりして規制対象産業の生産性向上を遅らせるもの
 - (c) 厳しい基準・規格により、安くつく生産方法や流通方法の導入を阻害してコスト増をもたらすもの

第4章 内外価格差縮小をめざした規制緩和

- (1) 望まれる規制の見通し
- (2) 内外価格差の縮小と雇用安定の両立

図表・資料

語句説明

～はじめに～

わたしがなぜ“規制と内外価格差”というテーマで卒業論文を書こうかと思ったかというと、もう何年も前から「規制緩和、規制緩和」と呼ばれているのに私たちの暮らしは何ら変わっていないように感じていたからである。

最初はどうして“規制緩和が進まないのか”というテーマで書くつもりであった。しかし、このテーマでは政治的な側面が色濃くでて我が大海ゼミの国際金融との接点がほとんどないことが分り、規制緩和と国際金融との関連があるテーマとは何か調べていくうちに“内外価格差”がそのうちの1つにあることが分った。

テーマを“規制と内外価格差”に決めこの論文を書くことになった。85年、東京の対ニューヨークの内外価格差は0.81倍で東京の方が物価水準は低い状態にあった。それが、94年では1.52倍になってしまった。どうしてこのようなことになったのか。この論文では規制はもちろん、規制に関係のない要因もとりあげ、それを明らかにしてゆきたいと思っている。

なお、文中の※は語句の説明、()は註の印しで説明は本文のいちばん後につけた。

第1章 内外価格差の拡大と問題意識の変化

(1) 内外価格差の拡大

1970年代前半には円の対ドルレートは1ドル=300円弱の水準にあったが、この時期、農産物等で国際価格から比べて著しく高いものはあるが、一方ではアメリカよりも安いものもあり、全般としてみると日米間に内外価格差はなかった。為替レート水準は、ほぼ購買力平価に一致していたのである。

1970年代の半ばごろからは、日本の輸出競争力が高まって経常収支黒字が定着したことを背景に円の対ドルレートは上昇し続けた（図・1-1-1）。その結果、国内の物価上昇は他の先進国に比べて安定していたにもかかわらず、日本は徐々に物価の高い国になっていった。

とくに、1985年のプラザ合意以後は、円高ドル安が急激に進んだために日米間の物価水準の格差はきわめて大きなものになってしまった。1993年以降にさらに円が高くなったことで、東京のニューヨークに対する内外価格差は拡大して1994年11月1.52倍となり（図・1-1-2）また、世界一物価の高い国になった。

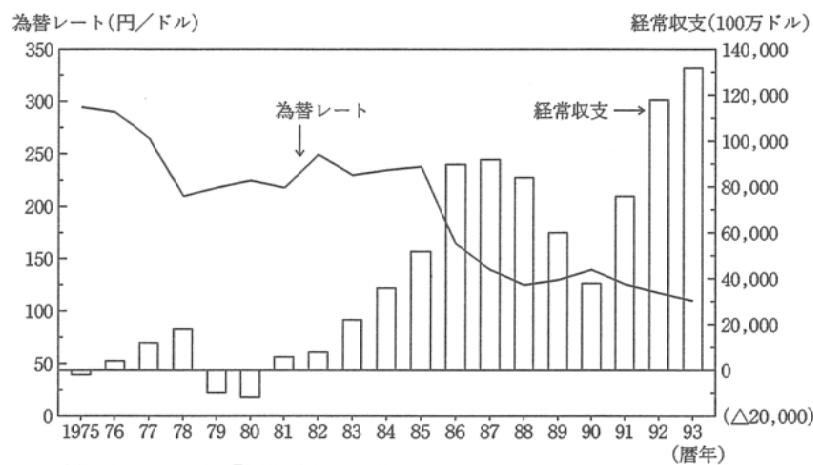
(2) 内外価格差の問題意識の変化

このように内外価格差が拡大していくと、それに伴って内外価格差問題に対する認識も変わっていくことになる。1985年頃は内外価格差というと、農産物のそれのことだった。それが、プラザ合意後に円高が進むと、日本の輸出入数量の調整が進まない原因として内外価格差がとりあげられた。それは、①ブランド品などの輸入品が海外市場よりはるかに高いことは、日本の市場に輸入を阻害する要因がある、②日本から輸出している商品の海外市場での価格が国内価格より安いことが日本の輸出企業の特異な行動の証拠、という主張だった。このために、通産省や大蔵省国税局などが輸出品と輸入品の内外価格差の調査を実施するようになったのである。

日本からの輸出品の内外価格差問題は、当初は為替レートの急激な変化に価格づけの変更が間に合わない一時的なものであると思われた。ところが、一部の輸入品の内外価格差は続いたので、それは日本の流通構造に問題があるとされた。例えば“大規模小売店舗法”的規制、価格競争を阻害する“商慣行”的存在などで、これらは、米構造問題協議（1989年）でもアメリカから指摘を受けている。

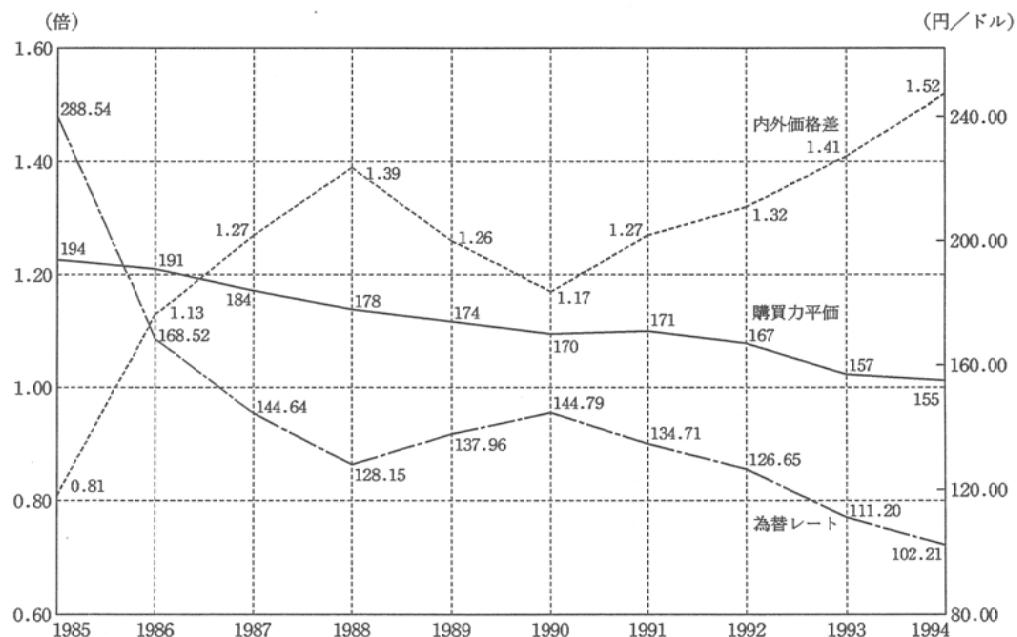
以上のように、内外価格差の問題は、農産物・輸入ブランド品に限らず、物価水準が高く生計費が高いという問題としてとらえられるようになったのである。

図・1-1-1 為替レートと経常収支の推移



(資料) 日本銀行『経済統計年報』

図・1-1-2 生計費でみたニューヨークと東京の内外価格差の推移



備考：1) 購買力平価及び内外価格差は経済企画庁物価局調べ。

2) 為替レートは IMF「IFS」による年平均レート。

資料出所：経済企画庁物価局『物価レポート'95』

第2章 内外価格差の要因

内外価格差というのは規制も関係しているが、それが全てではない。ほかにも為替レートの短期的な変動などのマクロ経済学的要因がある。ここでは、はじめにこのマクロ経済学的要因についてみてみたい。

(1) 内外価格差のマクロ経済学的要因

(a) 経済発展に伴う要因

先進工業国と発展途上国の間で労働生産性を比べると、農業などの貿易財部門では機械化とともに先進国の労働生産性が途上国のそれを上回るのに対して、非貿易財部門（図・2-1-1）ではそのようなことに限界がある。これは、「生産性の二重構造」と呼ばれ、「①経済発展に伴って賃金水準は高くなるが、技術革新や資本の集約化によって労働生産性を著しく向上させることが可能な貿易財部門では賃金の上昇を吸収することができる。②これに対して、直接的な労働に依存する割合が高く労働生産性を大きく引き上げることが困難な非貿易財部門では、賃金上昇分を価格に転嫁されやすい。③したがって、非貿易財部門の価格は貿易財部門に比べて高くなる。④貿易財の価格は、国際競争によって基本的には一物一価が成立する。⑤貿易財部門の労働生産性の高い国=実質所得水準が高い国ほど非貿易財の価格が高くなり全体の物価水準も高くなる。」⁽¹⁾ 以上のような要因により生じた内外価格差であれば、経済発展の成果を反映したものであり、ある程度、物価水準が高くなるのは仕方がない。

O E C D（経済協力開発機構）の調査によって、実質所得水準と物価水準の関係をみると、先進国であるO E C D諸国の中でも実質所得水準が高い国ほど物価水準も高いという傾向がみられ、先程の「生産性の二重構造」が確認できる（図・2-1-2）。日本は、O E C Dの諸国の中で実質所得水準は5～6番目にある一方で物価水準は最も高い国の1つになっていて、傾向線から上のほうに大幅に離れたところに位置している。すなわち、O E C D諸国における実質所得水準と物価水準の全般的な傾向からみて、日本の物価水準はスイスや北欧諸国とならんで実質所得水準の割にかなり高いグループに入っていて、日本の内外価格差は経済発展の反映とは言いきれない部分があるといえる。実質所得水準の高さ以外に物価水準を大きく引き上げる要因があり、それは、①円高と②国内価格構造の歪みだと考えられる⁽²⁾。

(b) 為替レートの変動

為替レートが上昇しても、国内物価に波及するまである程度の時間がかかる⁽³⁾（図2-1-3）。日本の場合、円高による輸入原材料価格の低下でコスト削減の効果が表れるが、それが消費者に還元されるまでにはほぼ1年かかり、しかも、10%の円高に対して消費者物価では1%位しか下落しないといわれている。これを価格の粘着性というが、このために購買力平価はすぐには変わらない⁽⁴⁾。購買力平価が変わらずに為替レートがどんどん上昇する結果、内外価格差は拡大することになる。したがって、現在の内外価格差は、為替レートの急激な上昇で一時的に拡大していると考えられる。これも、時間が経てば価格の調整が進み、購買力平価は向上し内外価格差は縮小に向かうものと考えられる。この内外価格差のうち、貿易財の内外価格差については輸入での障壁がないかぎり、基本的には輸入の拡大を通じて縮小に向かうものと考えられる。日本では、最近の円高で輸入品が多くなっているが、これは貿易を通じた直接の価格競争の影響が大きくなっているということで、円高で拡大した内外価格差の調整はこれまでよりも早く進むかもはれない。

非貿易財部門では、貿易を通しての価格競争が働くないので、為替レートが円高になると投

入コストの減少という間接的な価格低下効果を別にすれば、内外価格差が拡大したままになりがちなのはある程度仕方がない事かもしれない。

最近の円高が急激だったことを考えると、図2-1-2に示された日本の傾向線からの乖離幅には為替レートの短期的な変動要因がかなり含まれていると思われる。しかし、1985年以降の大幅な為替変動のなかでも日本はいつも傾向線の上方に位置していることから、日本の物価水準には実質所得水準の高さや為替の短期的な変動などでは説明されない構造的な部分があることがわかる。

また、アメリカについても、傾向線からの乖離幅は1986～87年に拡大した後あまり変わっておらず、1985年にドル安になっていたことを考えれば、アメリカの物価水準が実質所得水準の割に低いのは構造的な要因があるものと考えられる。

(2) 価格構造の歪みとその背後にいる生産性格差

特定の財・サービスの価格が高くなっている場合、価格構造が歪んでいることによって内外価格差が生じていると考えられる。この歪みは、規制や国境措置が競争を制限し市場原理の働きが妨げられていることによって生じていると考えられる。競争を制限する結果、規制を受けた産業コストの低減努力を弱めたり、低生産部門を温存させたりする。のために、時が経つと価格構造を大きく歪ませることになる。

図2-2-1のOECD調査で費用別の物価水準を比較すると、アメリカではだいたいOECD平均より少し低い物価水準になっている。それに対して日本は、民間最終消費支出関係についていえば、OECD平均に比べて50%以上高いものから30%以上低いものまであり、固定資本形成関係についても50%ぐらい高いものから10%ぐらい低いものまであるのがわかる。のことから、日本の価格構造にはかなりの歪みが生じているといえる。

このような価格構造の背景を探るために、日本とアメリカの同じ産業どうしで価格水準と労働生産性を比べたのが図2-2-2である。これでみてみると農業の価格差が特に大きく、アメリカの4倍近くになっていて、続いて、電気・ガス・水道が大きく運輸・通信、金融・保険・不動産、建設業、卸・小売でも価格差が大きいことがわかる。これに対して、製造業・サービスおよび政府部門、鉱業では価格差は小さいことがわかる。

価格差の大きな部門では労働生産性が低くなっていて、また、規制産業もある。労働生産性の低さと規制の間での強い相関関係を感じさせる。

この比較をみれば、非貿易財部門はすべてが労働生産性

図・2-1-1
非貿易財の種類

- 外 食
- 家 貨
- 設備修繕・維持
 - ・火災保険
- 光熱・水道
 - ・電気・ガス、上下水道
- 家事サービス
 - ・家政婦
- 被服関連サービス
 - ・クリーニング
- 保健医療サービス
 - ・入院、マッサージ
- 交通通信
 - ・電車、バス・タクシー
 - 飛行機
 - ・電話、郵便、宅配便
 - ・自動車整備、自動車保険
- 教 育
 - ・学校、学習塾
- 教養娯楽サービス
 - ・新聞、テレビ、映画
 - 遊園地
 - ・ホテル、旅館
- 諸 雑 費
 - ・入浴、理容、美容

資料出所：臨時行政改革推進審議会事務室監修『規制緩和の推進』

を上げることが難しい分野だけではないことがわかる。建設、運輸・通信などでは、技術が進歩すると労働生産性がこれまでよりも上がる可能性がある。全般的な物価水準に比べて著しく大きな内外価格差のある部門（たとえば農業など）は、規制などが競争原理を阻害し、価格構造を歪ませていると考えられる。

では、どうしてこのような労働生産性格差が生じるのか、以下4つに原因をまとめてみた⁽⁵⁾。

①市場開放度の高い国ほど物価水準を低位に保つことができる。この点でアメリカは、高い貿易依存度からみて市場開放度も高くなっている。日本は市場開放度が高いとはいえないものの、市場開放を進めることによって物価水準が引き下げられる余地は大きいと考えられる。

②公的規制が市場メカニズムを弱める要因になっている場合があると考えられる。このために規制の運用次第では長期的に生産性向上を遅らせる原因になっていると考えられる。

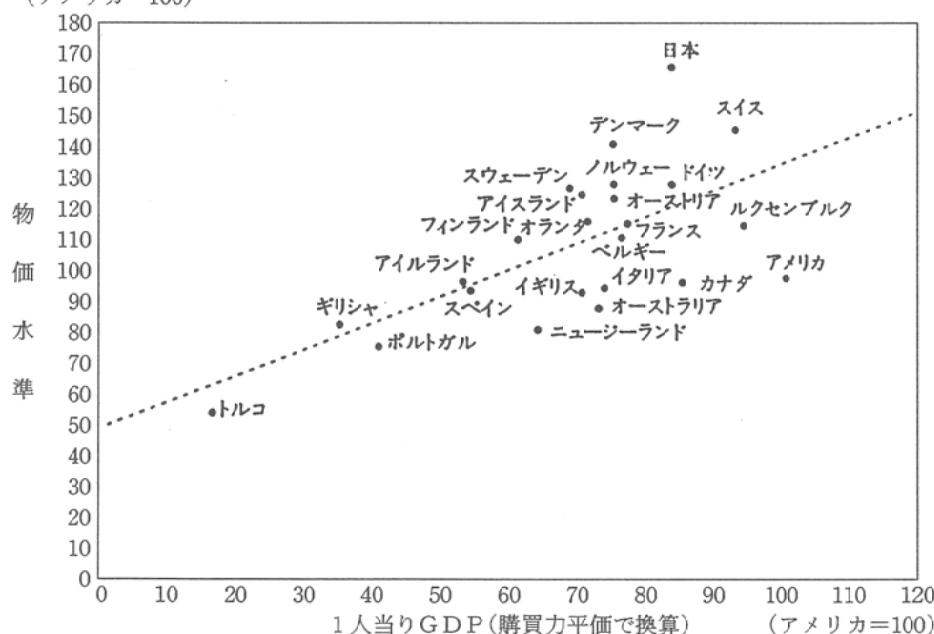
③商慣行の影響である。これが一度出来上ると、これに沿って取引することが最適な経営戦略となり、容易には変わらなくなる。日本では、アメリカなどと比べ取引条件があいまいでコスト意識が明確ではない面がある。このことが、企業内ではコスト意識が強いものの、事業者間・事業者と消費者の間で様々な無駄を生じさせ、コストの抑制を妨げていると考えられる。

④国土・自然条件および社会構造の影響である。アメリカの低物価の背景には、広大な天然資源に恵まれた自然条件があると考えられる。これに対し、日本の国土は狭く、急峻な山地が多いことなどから土地利用型農業を中心に割高にならざるをえない。資源についても大方を輸入に依存しているため、輸送コストによって割高になる。

図・2-1-2

OECD諸国の実質所得水準と物価水準の関係

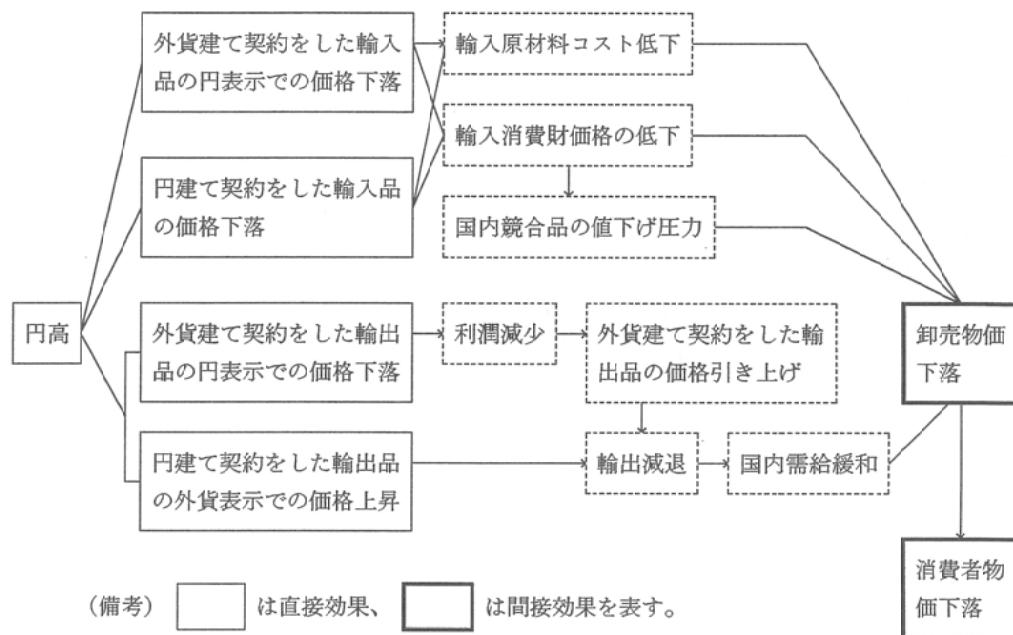
（アメリカ=100）



資料出所：東洋経済新報社『規制緩和の経済学』

また、社会的要因の影響として、アメリカではリスクを進んで取り、自己責任原則が徹底しているのに対して、日本ではリスクを回避する安全指向が強い。アメリカとの価格比較には、こうした社会構造の違いがあることにも留意が必要である。

図・2-1-3 円高の物価への波及経路



円高は、幾つかの経路を通じて物価に影響を与えます。まず、円高による輸入品価格については輸入契約の多くが外貨建てで行われていることから円表示での価格は円高分だけ下落します。また、円建て契約が行われている場合であっても、輸出業者の手取り価格が上昇することから、国内の輸入業者にとっても輸入品価格の引き下げを要求する余地が生まれ、これが円建て輸入価格の下落につながります。このような輸入品価格の下落は、輸入品と競合する国産品の値下げ圧力にもなります。さらに、輸入原材料価格の下落は原材料コストの低下を通じて、国

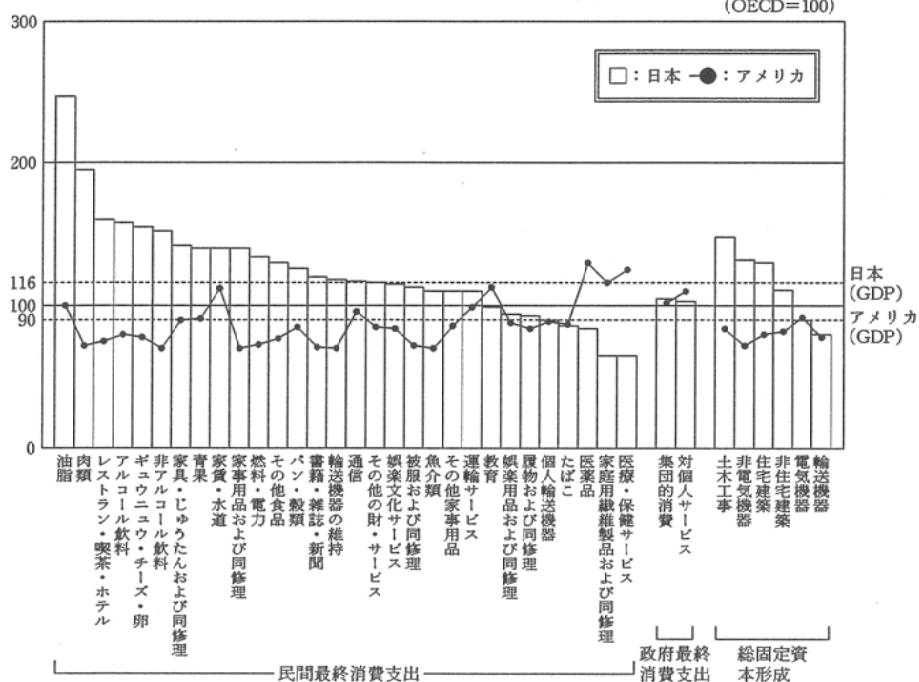
内生産者の価格低下につながります。

一方、円高は輸出企業にとっては、外貨建て輸出品の円表示での価格下落で輸出手取りが減少します。これを回避するためには外貨建て輸出価格を引き上げる必要がありますが、それは海外での価格競争力を低下させ輸出数量の減少を招きます。輸出減退に対して、企業は国内向け供給の増加を図りますが、輸出減が大きく生産が減少すると、生産に投入される財・サービスの需要は減少します。こうした供給、需要双方の要因から国内需給は緩和し、国内物価は下落の方向に動きます。

資料出所：経済企画庁物価局『物価レポート'94』

図・2-2-1 日米の費目別物価水準の比較(1990年)

(OECD=100)

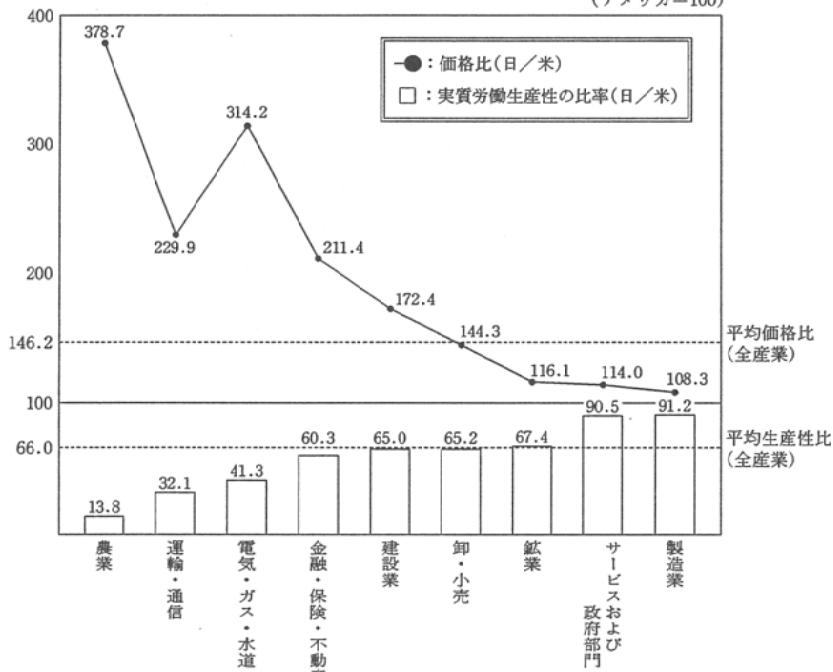


(注) 数値は、SNA分類による集計結果である。換算レートは、1ドル=145円

資料出所：東洋経済新報社『規制緩和の経済学』

図・2-2-2 産業別の価格水準と実質生産性の日米比較

(アメリカ=100)



資料出所：東洋経済新報社『規制緩和の経済学』

第3章 規制がもたらす内外価格差

(1) 内外価格差の要因になる規制の類型

関税や輸入数量制限などの国境措置は、幼稚産業の保護や国際競争力を失った産業の雇用を維持することなどを目的として導入され、内外価格差を生じさせることで目的を達成している。これらの国境措置と内外価格差の関係は明白である。

参入規制・設備規制・公共料金による価格規制など、多くの非貿易財部門で「経済的規制」が導入されている。これは、競争原理の働きを妨げたりもするが、それが直ちに内外価格差の要因にはならない。内外価格差を生じさせるのは、日本での規制のコストが海外の規制のコストよりも大きい場合であり、海外でも日本同様のコストが発生しているなら内外価格差の原因は他にあると考えるべきだろう⁽⁶⁾。

規制や国境措置がどのようにして内外価格差の要因になっているかを類型化すると次の3つに分けられる。

(a) 貿易を通じた国際競争を阻害して貿易財の国内価格を国際価格から乖離させるもの

関税や輸入数量制限、外資規制などの国境措置は、国内の産業を保護する目的で行われている。しかし、これらは内外価格差を生むうえに長期的にみてみると生産性の向上を遅らせる。そうなると、次第に価格競争力で諸外国から遅れ、ますます規制や輸入障壁に依存せざるをえなくなり、悪循環になる。円高の時期に規制を導入すると、予想されないぐらいに内外価格差は拡大することになる。

(b) 参入規制や価格規制により国内競争を阻害したり、コスト意識を鈍らせたりして規制対象産業の生産性向上を遅らせるもの

新規参入や設備増設の規制、料金や金利の規制が行われているものもあるが、日本では、これら規制を受ける業界からの要求で導入時の取引慣行や技術水準に配慮した特例的な措置が盛り込まれていることがよくある。これが価格競争を制限して、企業のコスト引き下げ努力を弱め、生産性の向上を遅らすことになる。

日本の規制の多くは、参入障壁を高くしていく、すべての企業の経営の健全性を安全基準保持の条件としているため、今ある企業の経営に影響ができるような新しい参入を認めないことがある。このようなことをしていると、今ある企業に対する許認可が既得権化し、本来なら競争を通じて退出するはずの非効率な企業が退出せずに残ることになる。

(c) 厳しい基準・規格により、安くつく生産方法や流通方法の導入を阻害してコスト増をもたらすもの

安全基準を設定し、その基準を満たすことを義務づける規制は数多くあり、その数は増え続けている。これらのなかには、行政によるものばかりでなく民間によるものもあるが、行政がなんらかの形で関与していることが多いのが実態である。

これらの基準や規格はそのときどきの技術の水準によって定められるが、技術革新を妨げることのないように技術の進歩があっても見直す必要がない形で設定されなければならない。このため、性能で基準を定めて検査方法を弾力的にすることが世界では一般的になっている。しかし、日本では、検査体制の整備にかける費用を抑えたいという事情や検査費用を低く抑えたいという民間の要請で、外観の検査ですむように性能ではなくデザインや材質で定められることが多い。そのように設定されたものは常に見直される必要があり、しかも、見直しには時間がかかり、改正のたびに複雑化することになる。国際基準や海外で主流となっている基準と国

内基準（規格）が異なると非関税障壁になることもある。日本の安全基準には、技術進歩による弊害が目立つようになっている。

以下では、(a)～(c)の3つの類型の例をみてみたい。

(2) 具体例

(a) 貿易を通じた国際競争を阻害して貿易財の国内価格を国際価格から乖離させるもの

農業の保護措置は多くの国でとられているが、農業にとっての自然条件に恵まれず輸入国となっている国では財政負担ではなく、消費者に直接転嫁されていることが多い。日本もその一例である。

農産物についての日本の関税は、高関税である。とくに、大幅な円建ての従量税は円高になっても円建て価格水準を維持するように働くため、内外価格差を拡大する要因になっている。雑豆などの価格競争のない農業分野を保護するための輸入数量制限（図・3-2-1）は、国境を越えた価格競争を遮断してしまう。そのため、国内価格は全く円高の影響をうけないことになる。また、牛肉やオレンジの例でもみられるように輸入数量制限の関税化が行われると、価格が大幅に下落するばかりではなく為替レートの変動に応じた国内価格の変動もみられるようになる。

農産物の多くには、価格安定のための制度が数多く存在している（図・3-2-2）。これらの制度は本来、対象品目の価格を安定させるため、高値で在庫を放出して安値で買い入れるものであるから、一時的な価格差は生じても継続的な内外価格差は生じないはずである。しかし、輸入品と国産品の価格調整（輸入品から国産品への内部補助）を伴っていると内外価格差を生じさせる。無制限に輸入が可能なら、国内価格を高く維持することができるのは明らかであり、内外価格差が継続している分野では、高い二次関税率を伴う関税割当制度^{※1}や一元輸入（図・3-2-1）等の輸入に対する何らかの制限を伴っている^⑦。農業分野の国境措置は、ウルグアイラウンドの農業を通じて大幅に削減されることになった。関税率はとくに関税率の高いものを中心に多くの品目で大幅に引き下げられ、輸入数量制限も農業交渉の対象とならなかつた2品目（魚介類）を除きすべて関税化されることになった。しかし、食糧管理法に基づく米などの国家貿易品の関税化は2000年以降に先送りされることになったし、関税化されたものも高率の二次関税率が適用される関税割当制度に移行したにすぎない。

工業製品でも、繊維製品などでは比較的高い関税率が適用されている。しかし、中国製品等の価格競争力は強く、日本市場への浸透は高まってきている。また、紳士服の専門店の安売りにみられるような海外受託製品を活用した低価格戦略も、私たち消費者から大きな支持を得ている。しかも、ウルグアイラウンドではこうした比較的高い関税率の引き下げ幅を大きくすることについての合意が含まれている。このようなことから、衣料品の内外価格差は、遅かれ早かれ縮小にむかうものと考えられる。

関税や輸入数量制限以外にも、輸入業への参入を規制することが国際間での価格競争を阻害する例もある。ガソリンをはじめとする石油製品は貿易財であり、特別の輸入措置がなければ同じ品質の同じ製品である限り、税抜きの国内価格は国際価格に近づくはずである。しかし、特定石油製品（ガソリン・軽油・灯油）の輸入業者が一定の登録基準を満たす必要があることから「特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）」により事実上、精製業者に限られており、そのため価格競争を妨げられ国際価格からの乖離が生じている（図・3-2-3）^⑧。

このような措置は、国産品と輸入品との価格競争を生じにくくし、日本の精製コストが海外

よりも高くなっていることの1つの原因となっている。このような規制はヨーロッパでも実施されていたことがあり、石油製品の価格が高止まりしていた。この規制が廃止され、石油製品の輸入が自由化されると価格差は短期間で解消した。「薬事法」では、化粧品輸入業者に対して、個別品目ごとに製造方法等、製造メーカーでなければ知らない情報の提供を義務づけている。これがあるために、製造メーカーの意にそわない並行輸入（図・3-2-4）は事実上不可能になっていて、輸入代理店などの価格支配力を強めた。その結果、円高にもかかわらず、輸入ブランド化粧品の価格は近年まで全く下がることがなかった。

（b）参入規制や価格規制により、国内競争を阻害したりコスト意識を鈍らせたりして、規制対象産業の生産性向上を遅らせるもの

流通、金融・保険、運輸・通信の部門では、中小企業の事業機会の保護、預金者や投資家の保護、信用秩序の維持、運行の安全確保、通信の秘密保持等を目的として新規参入や設備増設、あるいは業務内容についての規制が行われている。（図・3-2-5、3-2-6）

日本の小売業分野では、独立経営の小規模小売店が多くある（図・3-2-7）。これらの店は、物流の効率が悪く労働生産性が低いため、小売り価格を高める要因になっている⁽⁹⁾。これは「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）」の規制で、大規模店の参入が抑制され、大規模店間の価格競争が行われず、効率の悪い小売店でも生き残れるような流通マージンが確保されてきたことが最も重要な要因だと考えられる。大規模小売店が新しく出店するとき、「大店法」が零細企業保護の観点から500m²を越す大型店の出店を厳しく規制した⁽¹⁰⁾。これは、大規模小売店の店舗面積を店ごとにまちまちにするため、店舗の標準化による建設費用や運営費用の節減を阻害していた。しかし、1992年改正の大規模小売店法の施行以来、大型店の出店はかなり自由に行えるようになっていて、現状では自由競争の阻害要因ではなくなりつつある。このほか「酒税法」では、酒税の徴収を確実にするため所轄税務署の許可を得なければならない免許制をとってきた。また“健全な経営が徴税確保の条件”という考え方から、地域の酒屋の数を制限してきた。「食糧管理法」は卸・小売の許可制をとっているが、小売については既存小売店の反発を恐れて、消極的な対応が続いている。一般医薬品や化粧品は、再販適用制度⁽¹¹⁾の対象で、これが小売店間の価格競争を阻害している。

これらの流通分野における規制はどれも、既存企業に対する許認可が既得権化し、本来なら市場競争を通じて退出するはずの効率の悪い企業が、退出せずに残ることになっている。

金融・保険分野では、業務内容を制限して新しいサービスの導入や金利競争を制限することにより、「護送船団方式」とよばれる効率の悪い企業を基準とした価格形成が行われてきた。これが、金利などの価格競争を妨げるため、金融機関の間の競争は付帯するサービスで行なわれることになり、労働生産性を向上させるのに大きな障害になってきた。金融仲介等のサービス価格は普段意識されないが、すべての分野でコストを構成しており、経済全般で価格を押し上げる要因になっている。とくに、懷妊期間の長い電力や鉄道などの公益事業、借入依存の高いオフィス賃貸や住宅賃貸等では、影響が大きいものと考えられる。

電気やガス事業の分野、電気通信や鉄道の分野では、各々の業法によりこれらのサービスがもつネットワークとしての性格からくる費用逓減をふまえ、二重投資の不効率を排除するために地域的な独占を認める免許制度が実施されるとともに、独占の弊害を防止するために供給義務を課したり、サービス内容の許可が行われるとともに、公共料金としての価格規制が行なわれている。同時に、同じ業法のなかで保安基準も定めている。航空、トラック輸送、バス、タ

クシーでは安全運行の確保、多くの利用者に平等なサービスが提供されることを目的として、参入条件を定め、料金の許可・届け出などの価格規制も行なわれている。これらの規制のために、労働生産性がアメリカに比べて低くなっているという指摘がある。

料金の決定方式では、有効に利用されている資産（レート・ベース）に対し、一定の収益率を保障する利益を適正利潤として認めていることが多い。この方式だと、有効に利用されている設備機器だけがレート・ベースに参入されるので、無駄な設備能力でも保有する要因は排除されるが、調達コストを引き下げるに対するインセンティブは働くかない。電力業では、円高で輸入品の価格が安値になったにもかかわらず設備機器の輸入調達が進まない結果、設備の調達価格はアメリカに比べて3～5割高にはなっているとみられ、日本の電力業の設備費や修繕費などがアメリカの電力業に比べて高いことの原因のひとつになっていると考えられる。

金融や保険、公益事業では、他の規制を受けていない産業よりも賃金水準が高いという指摘もある。日本の雇用慣行と企業の配当政策のもとでは、規制を受けている産業に発生した超過利潤の多くが資本ではなく、労働者に帰属しているという見方もあるようだ。これは、競争原理の作用が妨げられていることのもう一つの証拠だが、労働生産性の低さだけでなく賃金水準の高まりまで招いているということで二重に労働コストを引き上げる要因になっていると思われる。

農業生産には、機械、肥料、農薬などの投入が必要であるが、これらについても標準化が推進されている。標準化の意図は、品質を一定に保ち、生産コストを引き下げるところにあると考えられるが、現実には、規制や国境措置から農業コスト削減に対する姿勢が弱く、逆にそれらの基準が高すぎるところに設定されてたり、海外の基準と異なったりして投入財の価格が諸外国に比べて高くなっている。

(c) 厳しい基準・規格により安くつく生産方法や流通方法の導入を阻害してコスト増をもたらすもの

労働者や消費者の安全、健康の確保、自然環境の保全、災害の防止等を目的とする「社会的規制」も規制が求める安全基準等を満たすためにさまざまな費用がかかっている。

「食品衛生法」の基準が保守的なために、低コストの生産方法や流通方法の導入を遅らせたりしている。このような低コストの方法が海外で先に一般的になってしまふと、この規制は非関税障壁にもなってしまう。この分野での国際基準の策定は、ようやく進みはじめたばかりだが“多くの国で認められているものがなぜ日本では認められないのか”という海外事業者や輸入業者の不満は大きい。また、法律の体系が、現在ではすでに一般的になっている複合的な小売店を想定していないために、手続きを面倒にし、手続き費用を膨大なものにしているとの指摘がある。

稠密な都市部をもつ日本では、防火のための基準を厳しくすることは理屈に合っていて、「消防法」の基準を満たすために建築費用が高くなることは許容されるべき範囲のなかにあると思われる。しかし、その基準が防火性能によるものではなく、材料等を指定したデザインによるものであると、基準が想定していなかった新製品や外国製品の導入を遅らせることになる。また、この法は建築物や燃焼器具の規制だけでなく、危険物の取り扱いの規制もしているので、例えば、海外では一般的になっているセルフ方式のガソリンスタンドが認められていないために、日本で車を持っている人は、膨大なコストを支払っている。しかし、精製・元売業者やガソリンスタンド業者自体が価格競争を強化されることを恐れて、きわめて有効なコスト削減策

に消極的であるというのも事実である。

高圧のガス、高圧・高温の蒸気、大電力、可燃物、爆発物等の利用を誤って人身事故を起こしたり、爆発や火災による周辺への被害を生ずるのを防止することを目的とした様々な保安規制が実施されている。現実に事故が起こっていることを考えると、これらの規制が厳しくなりすぎないようにするのは難しいことかもしれないが、国際基準があるものについては整合化を図るべきであろう。高圧ガス機器、ボイラー、電気設備などの保安基準が諸外国に比べて厳しく、自主検査への移行も遅れていると指摘されている。危険物の取り扱いについても同様の指摘がされている。これらの規制が厳しすぎると関連機器の価格が高くなったり、検査のための費用がかかったりして広範な産業のコストアップの要因になる。

道路交通の安全を確保するために、「道路法」、「道路運送車両法」により重量の大きな大型のトラックの通行が制限されているが、日本では道路の整備が遅れているばかりではなく、整備された道路の規格も水準が低いため、重量制限の上限が諸外国に比べてかなり低くなっている。1台のトラックで運べる貨物の量が諸外国の半分程度で、労働生産性向上の障害になっている（図・3-2-8）。トラック輸送は日本の物流の中核であり、そのコスト高は物価を押し上げていると考えられる。

「建築基準法」の基準は、仕様に基づいて設定されているものの典型的な例である。その基準というのは今までの工法を基本とし、伝統的な建設材料を使うことを想定しているため、新しい工法や建設材料を使うと建設大臣の認定を取得する必要がある⁽¹¹⁾。これを取得するための費用は大きく、建設材料の価格や新工法の住宅建築費用を押し上げる要因になっている。他方で、日本では各地で関東間、京間をはじめとして住宅の単位尺度が不統一であり、建築分野の標準化は著しく遅れている。このため端材がでて建材の利用効率が低下したり、サッシやドアなどの建具も多品種・少量生産になり生産効率があがらなくなっている。これも2×4（ツーバイフォー）住宅で標準化が徹底しているアメリカに比べて、日本の住宅が高くなっている要因の1つである（図・3-2-9）⁽¹²⁾。「JIS法」や「JAS法」による建材資材の規格にも輸入品に対して不利な規格が多いという指摘がある。

「労働安全基準法」は労働者の作業する環境を安全で衛生的に保つことを目的として、使用する機器や作業方法等の基準を設けているが、技術の革新によって安全性の高い機器や作業方法が出てきてもこれに対応できないと、規制が新しい技術の導入を阻害することになる。例えば、前述の2×4住宅は、各階ごとに組み立てるため施工するうえでは安全性の高い工法である。にもかかわらず伝統的な軸構造の建築物の場合と同様に、足場を組むことを義務づけている。足場を組む費用はかなりの金額であり、必要なない費用を負担することによって生産性を向上させるという新しい工法のメリットは失われてしまう（図・3-2-10）。

「水道法」は、安全な飲料水の確保や水洩れ事故防止を目的として適正な水道器具の使用を利用者に求めることを水道事業者の義務としている。全国の水道局がそれぞれに基準を定めて検査を行なうことは効率的でないので、日本水道協会という団体が実施しているが、この基準も仕様に基づくものの典型的な例であり、検査方法も弾力化が遅れている。そのため、欧米の衛生陶器や水道金具は、価格が安くデザインも優れているものが多いのに、日本市場への浸透が遅れていると指摘されている。また、適正な水道工事を確保するための指定工事業者制度を敷いているが、電気工事やガス工事のように全国レベルではなく市町村の水道局による指定であるため、市町村地域を越えた競争を阻害している。さらに、指定工事業者の多くが国内寡占メー

カーアによって系列化されているため、水道器具の分野への参入障壁が高くなっている。このようなことから、日本における水道工事、衛生陶器や水道金具等の価格は諸外国に比べて著しく高いものになっている。

以上のような規制と関連する重要な公共政策の1つは、政府による調達である。直接の規制ではないが、政府の調達によって一定の需要が確保されることがもつ影響力は大きく、調達基準や入札方法は広い意味での規制（政府の市場に対する介入の手段）の1つと考えられる。調達基準や入札方法の透明性を高めることは、納入企業間の競争を促進し、政府自身の調達コストを引き下げるだけでなく、民間企業の調達コストも引き下げができる。この観点から日本の政府調達制度をみると、問題が多い。とくに、土木建築の分野では入札方法に大きな問題があると指摘されている⁽¹³⁾。実際、日本の土木建築工事費用を諸外国と比べてみると著しく高くなっていて、建築や土木の費用が高いことは幅広い産業でコストを押し上げる要因になっている。

図・3-2-1 輸入制限品目等一覧

(平成元年7月1日現在)

	品 目
輸入制限 〔21品目〕	<ul style="list-style-type: none"> ○牛肉〔1991.4.1〕 ○にしん、ぶり、さば、いわし、あじ、さんま、たら、たらこ(生鮮、冷蔵、冷凍) ○にしん、ぶり、さば、いわし、あじ、さんま、たら、たらこ(塩蔵、乾燥、塩水漬)、煮干し ○帆立貝、貝柱、いか(もんごういかを除く)(生鮮、塩蔵等) ○ミルク、クリーム(生鮮) ○無糖れん乳等 ○雑豆(あずき、いんげん、えんどう等) ○オレンジ、タンジェリソ(生鮮)〔1991.4.1〕 ○オレンジ、タンジェリソ(一時貯蔵のもの)〔1991.4.1〕 ○小麦粉、米粉等 ○ひき割りした小麦、ひき割りした米等 ○澱粉、イヌリン ○落花生(搾油用を除く) ○食用海藻、こんにゃくいも ○牛肉及び豚肉の調製品(ハム、ベーコン等を除く)〔1990.4.1〕 ○ぶどう糖等〔一部1990.4.1〕 ○フルーツピューレ及びフルーツペースト(柑橘類のもの)〔1990.4.1〕 ○パイナップル調製品、フルーツパルプ(柑橘類のもの)〔1990.4.1〕 ○果汁(柑橘類のもの〔1992.4.1〕、りんご、ぶどう、パイナップルのもの〔1990.4.1〕に限る) ○調製食糧品(ミルク、海藻、米麦等のもの)〔一部1990.4.1〕 ○石炭
一元輸入 〔10品目〕	<ul style="list-style-type: none"> ○牛肉 ○脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、バターミルクパウダー、全粉乳、ホエイパウダー ○バター ○小麦、メスリン、ライ小麦 ○大麦、はだか麦 ○米 ○生糸 ○塩 ○専売アルコール ○あへん

(注) 1 []の中は、自由化時期を示す。牛肉については、自由化に伴い、一元輸入も廃止される。

2 商品分類は、C C C N 4 衍ベース。

資料出所：臨時行政改革推進審議会事務室監修『規制緩和の推進』

図・3-2-2 価格支持制度の例

項目	規制の方針
牛肉・豚肉 (畜産物の価格安定等に関する法律)	・安定価格制度……安定上位価格と安定基準価格の中に市場価格を安定させるため、畜産振興事業団の売買等により需給操作を行う
てんさい・さとう きび (砂糖の価格安定に関する法律)	・安定価格制度……蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買により、輸入糖の価格を安定価格帯の中に維持し、かつ輸入糖の価格と国産糖の価格調整を実施
指定乳製品・加工 原料乳 (加工原料乳生産者補給金等暫定措置法)	・安定価格制度……指定乳製品について、安定指標価格を指標として、畜産振興事業団の売買により市場価格を安定させる ・不足払い……加工原料乳について、政府が予め定めた保証価格と基準取引価格との差額を生産者補給金として不足払い
大豆、なたね (大豆なたね交付金暫定措置法)	・不足払い……政府が予め定めた基準価格と生産者の販売価格との差額を交付金として不足払い
生糸 (繭糸価格安定法)	・繭糸価格安定制度……安定上位価格と安定基準価格の中に生糸価格を安定させるため、蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買により需給操作を行う

資料出所：臨時行政改革推進審議会事務室監修『規制緩和の推進』

図・3-2-3 主要石油製品の小売り価格および税抜き価格

		円/ℓ		
		日本	アメリカ	欧州
レギュラー・ガソリン	税込	121.5	28.6	94.1
	税抜	61.7	20.1	23.7
ナフサ	税込	16.8	17.6	16.4
	税抜	16.1	16.2	14.0
ジェット燃料油	税込	59.9	18.6	19.2
	税抜	30.4	17.1	16.4
暖房油	税込	50.4	29.3	30.3
	税抜	46.5	27.0	21.6
自動車用軽油	税込	64.6	28.5	75.1
	税抜	36.7	17.7	27.4
産業用軽質油	税込	32.8	20.9	23.1
	税抜	30.6	19.2	14.4
重油	税込	22.7	9.7	12.7
	税抜	19.6	8.9	8.8
燃料油平均	税込	55.3	25.6	54.8
	税抜	36.2	19.3	21.6

(注) 価格は1993年6月末(アメリカは1993年3月末)現在。

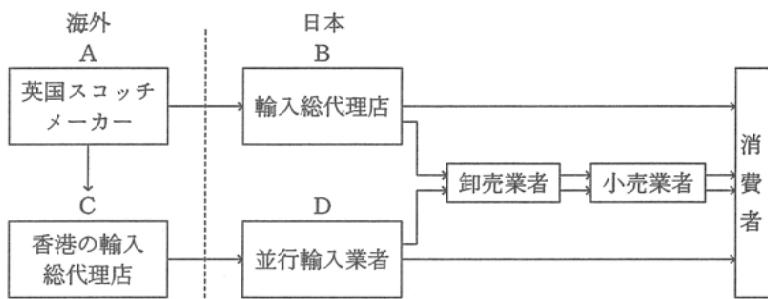
欧州はイギリス、フランス、ドイツの平均。

円換算: 93年6月TTM

〔日本: 経済調査会、アメリカ: DOE/EIA、欧州: OPAL〕

資料出所: 大和総研『内外価格差の解消と規制緩和』

図・3-2-4 並行輸入



並行輸入とは、輸入代理店以外の業者が本国のメーカーとは違う経路で輸入することをいう。スコッチを例にとって説明してみよう。英国のAというメーカーから総代理店のBは輸入を行なっている。これに対し、並行輸入業者のDは香港のCという商社から輸入する。CはAから輸入を行なっている。並行輸入というのは、このABとCDの経路が並行になっているところからそう呼ばれている。

資料出所：『内外価格差』中公新書

図・3-2-5 参入規制の例

項目	規制の方法
電力 (電気事業法)	・許可制
都市ガス (ガス事業法)	・許可制
石油 (石油事業法)	・石油精製業の許可制
鉄道 (鉄道事業法)	・免許制
バス・タクシー (道路運送法)	・免許制
航空 (航空法)	・免許制(路線ごと)
電気通信 (電気通信事業法)	・第一種 許可 特別第二種 登録 一般第二種 届出
流通 (大規模小売 店舗法)	・届出制(第一種、第二種大規模小売店)
酒類 (酒税法)	・販売業の免許制
医薬品 (薬事法)	・販売業の許可制

資料出所：臨時行政改革推進審議会事務室監修『規制緩和の推進』

図・3-2-6 価格規制の例

項目	規制の方法
米 (食糧管理法)	・管理価格制度……政府買入価格による政府米買入と政府売渡価格による売渡し
小麦 (食糧管理法)	・最低価格保証制度……国内産麦については自由な民間流通を前提としつつ、最低生産者価格による無制限政府買入（最低生産者価格が市場価格に較べ相当高いため実態は全量政府買入）
電力 (電気事業法)	・価格規制……料金の認可制（公聴会の開催）
都市ガス (ガス事業法)	・価格規制……料金の認可制（公聴会の開催）
鉄道 (鉄道事業法)	・価格規制……運賃・料金の認可制（一定の要件をみたす運賃及び料金の割引並びに入場料金等については届出）
バス (道路運送法)	・価格規制……運賃・料金の認可制
タクシー (道路運送法)	・価格規制……運賃・料金の認可制
航空 (航空法)	・価格規制……認可制（路線ごとに基本運賃、割引運賃等を認可）
電気通信 (電気通信事業法)	・価格規制……第一種 認可 特別第二種 届出 一般第二種 自由
たばこ (たばこ事業法)	・価格規制……小売定価の認可制（当分の間）

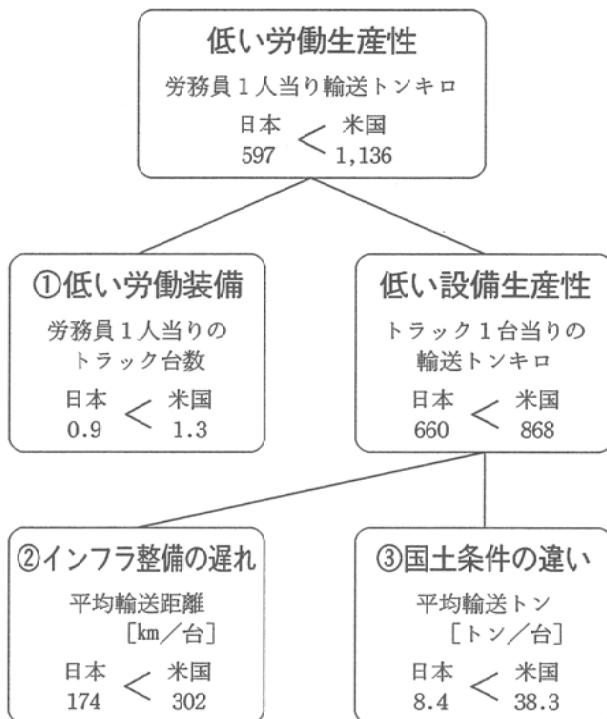
資料出所：臨時行政改革推進審議会事務室監修『規制緩和の推進』

図・3-2-7 日米小売規模比較

	日本(91年)			アメリカ(89年)		
	店舗数	従業者数	販売額	店舗数	従業者数	販売額
1～2人	53.2	19.9	10.8	44.7	6.7	8.0
3～4人	26.2	20.2	16.4			
5～9人	13.4	19.3	20.5	24.7	12.6	11.6
10～19人	4.6	13.7	15.2	15.2	15.8	14.2
20～29人	1.3	6.9	7.6	10.4	24.5	21.8
30～49人	0.8	6.9	7.5			
50人以上	0.6	13.1	22.0	5.0	40.4	44.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

[商業統計表、Country Business Patterns]

図・3-2-8 低生産性の要因



(注) 数値は 1 日当たり量 (1 年 365 日換算)

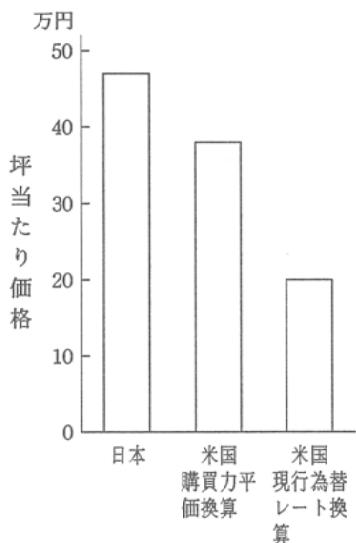
日本は営業用普通・小型車両

米国は個人輸送分を推定控除し作成

[大和総研]

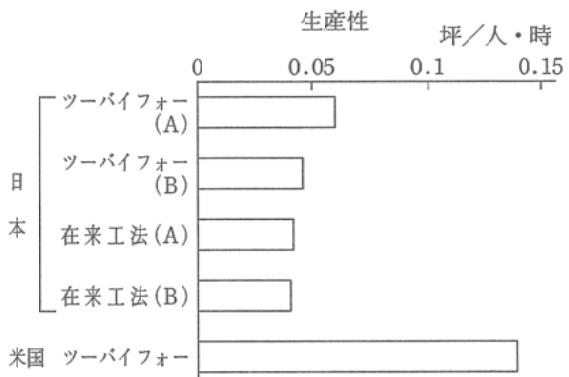
資料出所：大和総研『内外価格差の解消と規制緩和』

図・3-2-9
平均的な日米住宅の価格比較



〔住宅金融公庫、全米ホームビル
ダー協会、大和総研〕

図・3-2-10
日米労働生産性の比較(木工事について)



〔財日本住宅総合センター、〔財〕経済調査会、
R.S.Means Company Inc.、大和総研〕

資料出所：大和総研『内外価格差の解消と規制緩和』

第4章 内外価格差縮小をめざした規制緩和

(1) 望まれる規制の見直し

次に、内外価格差縮小という点からみて、望ましい規制緩和のありかたについて述べてみたい。内外価格差縮小という点からみると、規制緩和の重点分野が、農業、流通、石油製品、建設の各分野、そして公共料金の全般であることは上記の具体例をみれば明らかである。

日本では、所得再分配などの社会的な価値の実現を、税制や補助金などの財政措置ではなく「経済的規制」で達成しようとすることが、アメリカ、イギリス、ドイツ等に比べて多いようと思われる。このような「経済的規制」の使い方は、北欧諸国にも共通してみられるが、消費者の負担を増し、日本や北欧諸国を高物価国にしているのではないか。内外価格差問題とは、個別の規制を見直すだけでなく、公共政策全般について根本的なところから見直さなければならない、というシステム問題の側面ももっている⁽¹⁴⁾。

農業の分野では、国境措置に依存した価格介入から農家に対する直接補助への移行が望まれる。これによって、農産物価格が国際価格へ近づくであろう。一時的に保護のための財政負担が増加すると思われるが、保護水準の中長期的な切り下げ目標を明らかにすれば生産性向上を促進することは可能であろう。

流通分野では、「大店法」の廃止はもちろん、その他の個別分野の参入規制も地域住民がもっと豊かな暮らしができるよう、大規模小売店の参入促進、小売店間競争の維持の方向に転ずるべきであろう。

輸入業への参入規制を緩和すれば、ガソリンをはじめとする石油製品の内外価格差が劇的に縮小することは、先行したヨーロッパ諸国の例でも明らかである。「消防法」に、セルフ方式でのガソリンスタンド経営の基準を設定すれば、ガソリンスタンド運営の費用は大幅に削減され、ガソリンなどの内外価格差は解消されると考えられる。同時に、ガソリンスタンドへの参入規制も廃止すべきである。

建設分野では、「建築基準法」の抜本的改正が必要である。とくに住宅建築では基準の透明化を進めるとともに、標準化を促進する仕組みを盛り込む必要がある。同時に、「水道法」、「JAS法」、「JIS法」等の関連規制を見直し、安価な輸入建設資材の流通を拡大する必要がある。また、公共事業を含む政府調達の調達基準や入札方法を見直すことが、この分野でのコスト削減や標準化に与える影響は大きい⁽¹⁵⁾。

公共料金制度の見直しには、完全自由化から上限価格制の導入、割引制度の弾力化による部分的な自由化までいろいろ考えられる。その基本は、コスト引き下げへのインセンティブを組み込み、労働生産性の向上を促進することである⁽¹⁶⁾。また、競争条件整備の一環として、サービスの質の評価などの情報提供が整備されることが望ましいだろう。

「社会的規制」の分野では、企業の自己規律や自主検査を大幅に採り入れることにより社会的要請を満たしながら生産コストを引き下げることが可能になるだろう。なお、規制緩和は行政改革の観点から議論されることが多いが、行政費用が大幅に増大することを理由に、“予防型”的規制から企業活動の自由化を高めるような“摘発型”的規制に転換するという選択肢を排除することは規制緩和の可能性を著しく狭めてしまう。こうした費用増を含めた総合的なコスト・ベネフィットに基づいて選択しなければならない。また「PL法」の定着により生産者、消費者の両方で自己責任原則が徹底すれば、現在の強制的な安全規制の多くを第三者機関による認証と保険の組合せというより彈力的かつ効率的な方法へと移行させることも可能になると考

られる。

(2) 内外価格差の縮小と雇用安定の両立

上記のような規制緩和は、低生産性部門に対する競争圧力を強め価格水準を下落させる一方で、それらの分野では雇用者数が圧縮されるので、他の部門で新しい労働需要が創造されないと失業率が高くなる可能性がある⁽¹⁷⁾。したがって、労働生産性向上のための政策と新たな産業分野の開拓を組み合わせて実施する必要があることは、多くの識者によって指摘されてきたところである。それら識者によって提言されている政策は、新しい産業の発展を阻害している規制緩和である。規制緩和による新しい産業分野の開拓というと、情報通信分野に対する期待が大きいが、雇用の点では、福祉分野などの方が大きいかもしれない。また、低生産性部門のすべてで雇用圧縮が生じるのではなく、建築費用の下落は建築需要を拡大し、建設資材需要を増加させると期待できるし、自由な価格設定による高品質サービスの供給増加で雇用吸収が期待できる分野もあると考えられる。高齢化に伴い労働力人口の伸びが急速に低下していくなかで、新産業を発展させていくためには既存産業からの労働力の引きはがしがなければならないという見方もある。高度成長期の初期に石炭から石油への転換で節約された燃料費分が、新技術による設備投資の原資となり、雇用吸収力を生んだ。又農村と都市の所得格差が農業から工業やサービス業への労働移動を引き起こし労働需給の逼迫を緩和した。低生産性部門の競争強化が、競争激化を通じ、生産性を向上させその結果内外価格差を縮小する場合には、新しい産業分野の成長に必要な資源を確保するという貢献も期待される。

内外価格差の縮小は、必然的に物価上昇の顕著な安定、場合によっては下落をもたらすこともあるが、賃金の動向次第では実質賃金の上昇から労働力需要が減退し失業が発生する可能性がある。また、名目金利が下げどまって実質金利が上昇し投資不足から低成長に陥る可能性も指摘されている。物価下落による実質購買力増大で、内需が大幅に拡大するので失業の心配はない、というのはナイーブにすぎるであろう⁽¹⁸⁾。職種間のミスマッチも大きくなると考えられ、職業訓練の必要性は高度成長期よりはるかに高くなろう。雇用政策も企業間での労働移動を促す方向に転換すべきである。内外価格差縮小のための大膽な規制緩和は、各種のマクロバランスに与える影響を総合的に勘案したうえで、適切なマクロ経済政策とともに、推進する必要がある。

語句説明

※1

関税割当制度…貿易の自由化に際し、国内産業に対する急激な打撃を緩和するために1961年に採用された制度。一定の数量以内の輸入品に対して無税または低率税を課して需要者に安価な供給を確保する一方、一定の数量を越えて輸入するものについてはより高い税率を適用することによって国内生産者を保護する。当初対象品目は4品目であったが、95年度においては21品目（ナチュラルチーズ、とうもろこし、麦芽、牛馬革、革靴など）である。

『情報・知識 imidas』1996 p.58より

※2

再販売価格維持制度(再販制度)…メーカーが卸売業者や小売業者に当該商品の再販売価格を指示し、その価格を維持させる制度。これは独占禁止法の違反になるが、1953年の改正で適用除

外が設けられ、公正取引委員会が指定する特定の商品（指定再販）、および書籍などの「著作物」（法的再販）は例外的に独占禁止法の適用が除外されることになった。（独占禁止法第24条の2）。指定再販は最初9品目あったが、現在は医薬品と化粧品だけとなった。法的再販の対象は「著作物」（書籍、雑誌、新聞、レコード、CD、音楽用テープ）。アメリカでは既に再販制度は廃止されているが、イギリスでは医薬品、書籍、地図、フランスでは書籍、ドイツでは書籍、雑誌、新聞が再販である。再販売価格維持行為は、①流通機構の合理化の利益が還元されない、②メーカーの寡占化に伴い価格が硬直的になる、③メーカーが価格競争よりも過大なサービスや広告など非価格競争に比重を置くなどの弊害が指摘されている。公正取引委員会は、自由競争と消費者の利益の確保、市場の国際化のため、指定再販の見直しを行なっており、93年4月に一般医薬品と化粧品の指定品目を従来の約半分に減らし、98年には全廃する。法定再販品目については、音楽用CDを時限再販商品にしたが、さらに「著作物」全体の再販の範囲の限定・明確化、再販商品としての適正であるかなどの見直しを行なっている。

『情報・知識 imidas』1996 p.211より

註

- (1) 経済企画庁物価局『物価レポート'94』1995年 p.106
- (2) 加藤雅『規制緩和の経済学』東洋経済新報社 1995 p.57
- (3) 経済企画庁物価局、前掲書、p.107
- (4) 加藤、前掲書、p.58
- (5) 経済企画庁物価局、前掲書、p.112～113
- (6) 加藤、前掲書、p.64
- (7) 同書、p.68
- (8) 同書、p.69
- (9) 大和総研『内外価格差の解消と規制緩和』1993年 p.100
- (10) 同書、p.102
- (11) 経済企画庁物価局、前掲書、p.132
- (12) 加藤、前掲書、p.74
- (13) 同書、p.75
- (14) 同書、p.76
- (15) (16) 同書、p.77
- (17) 同書、p.78
- (18) 同書、p.79

参考文献

- OECD編 山本哲三／松尾勝 訳『規制緩和と民営化』東洋経済新報社 1993年
加藤 雅『規制緩和の経済学』東洋経済新報社 1994年
大和総研『内外価格差の解消と規制緩和』1993年
白川一郎『内外価格差』中公新書 1994年
臨時行政改革推進審議会事務室監修『規制緩和の推進』ぎょうせい 1989年
経済企画庁物価局『物価レポート'94』1994年
経済企画庁物価局『物価レポート'95』1995年
規制と自由化問題研究班『規制緩和の研究』関西大学経済・政治研究所 1996年

鶴田俊正 編『政府の規制緩和と競争政策』ぎょうせい 1989年

(卒論指導教員 大海 宏)